

○苫小牧市議会会議規則

昭和42年 3 月17日

議会規則第 1 号

〔昭和34年 3 月31日議会規則第 1 号苫小牧市議会会議規則を全文改正〕

改正 昭和61年 4 月 7 日議会規則第 1 号

平成元年 3 月27日議会規則第 1 号

平成 3 年 6 月21日議会規則第 1 号

平成14年 6 月28日議会規則第 1 号

平成16年 3 月29日議会規則第 1 号

平成19年 3 月23日議会規則第 1 号

平成20年 9 月19日議会規則第 1 号

平成25年 3 月15日議会規則第 1 号

平成29年 4 月 1 日議会規則第 1 号

令和 3 年 3 月12日議会規則第 1 号

令和 5 年12月25日議会規則第 1 号

令和 7 年 3 月18日議会規則第 1 号

目次

第 1 章 会議

第 1 節 総則

第 2 節 議案及び動議

第 3 節 議事日程

第 4 節 選挙

第 5 節 議事

第 6 節 秘密会

第 7 節 発言

第 8 節 表決

第 9 節 会議録

第2章 委員会

第1節 総則

第2節 審査

第3節 秘密会

第4節 発言

第5節 委員長及び副委員長の互選

第6節 表決

第3章 請願

第4章 辞職及び資格の決定

第5章 規律

第6章 懲罰

第7章 議員の派遣

第8章 補則

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の出産については、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会及び休会中の開議)

第10条 土曜日、日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、

法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された、事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員

会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員及び関係者に配布しなければならない。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮つて延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第138条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、必要と認める事件については、議長は、会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその

経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

- 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
- 3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。
- 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は審査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を演壇又は質問席において発言させることができる。

(発言の要求)

第51条 会議において、発言しようとする者は、「議長」と呼び自己の議席番号若しくは氏名又は職名を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上発言を求めたときは、議長は、先順位者と認める者の発言を許可する。

(通告制を用いる場合の発言及び順序)

第52条 議長は、必要があると認める場合にはあらかじめ発言の通告を求めることができる。

2 前項の通告には、質疑についてはその要旨、討論については反対賛成の別を記載した通告書を提出しなければならない。

3 発言の順序は議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(討論の方法)

第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(質疑及び討論の回数)

第56条 質疑は、一問一答方式で行う場合を除き、同一議題について3回を超えることができない。

2 討論は、同一議題について2回にわたることができない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限する

ことができる。

- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

第60条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。
- 4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第63条 質問が緊急やむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(オンラインの方法による質問等)

第63条の2 議員は、第2条(欠席の届出)の規定により会議に出席できない場合、第62条(一般質問)第1項及び前条第1項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインの方法」という。)により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンラインの方法により質問することができる。

2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンラインの方法により質問をするに当たつて必要な装置が設置された場所であつて議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンラインの方法により質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

4 議員がオンラインの方法により質問する場合において、第50条(発言の許可等)第1項中「得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第52条(通告制を用いる場合の発言及び順序)第4項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「質問の順位に当たつても質問しないとき、又はオンラインの方法への接続ができないとき(接続した後

であつても通信環境の悪化等によりオンラインの方法による質問を継続することが困難であるときを含む。）」と読み替えるものとする。

5 オンラインの方法による質問方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑及び討論の回数)第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

3 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、自己の氏名を併記して、投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第78条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、議長が適当と認める方法によつて記録する。

(会議録の配布)

第79条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第81条 会議録に署名する議員は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第82条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第83条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第84条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 前項の出産については、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第85条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第86条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

- 2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第87条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(開催方法の特例)

第87条の2 苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号）第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンラインの方法（以下「オンラインの方法」という。）により委員が会議に参加した場合における前条第1項、第89条（一括議題）、第92条（先決動議の表決の順序）、第101条（少数意見の留保）第1項、第112条（発言時間の制限）第2項、第130条（簡易表決）及び第131条（表決の順序）の規定の適用については、当該委員は出席委員とみなす。

- 2 この規則に定めるもののほか、オンラインの方法による会議について必要な事項は、議長が別に定める。

第2節 審査

(議題の宣告)

第88条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮つて決める。

(議案等の朗読)

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

（審査の順序）

第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行うを例とする。

（先決動議の表決の順序）

第92条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

（動議の撤回）

第93条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

（委員の議案修正）

第94条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第95条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第96条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第97条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第99条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要請書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第100条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第101条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第102条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第103条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査又は調査)

第104条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認める

ときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第105条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第106条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第107条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第108条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第109条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席（オンラインの方法による参加を含む。

第139条第1項において同じ。）を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(委員長の発言)

第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をした

ときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインの方法により会議に参加している場合における同項の適用については、「委員席に着き」とあるのは「参加している場所で」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事の進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事の進行を行うことができない」とする。

（発言時間の制限）

第112条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議事進行に関する発言）

第113条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑、討論の省略又は終結）

第115条 質疑又は討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 委員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。
- 4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、

委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第116条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

（答弁書の配布）

第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

（互選の方法）

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

- 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。
- 3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。
- 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行つている者も、投票することができる。
- 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法について

は、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第121条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第124条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

3 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(記名投票)

第126条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、自己の氏名を併記して投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第127条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否と

する者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（選挙規定の準用）

第128条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

（表決の訂正）

第129条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

（オンラインの方法による表決の特例）

第132条 第122条（不在委員）の規定にかかわらず、オンラインの方法により会議に参加している委員（以下この条において「オンライン出席委員」という。）は、表決に加わることができる。

2 第124条（起立による表決）から第128条（選挙規定の準用）まで及び第130条（簡易表決）ただし書の規定にかかわらず、オンライン出席委員がいる場合における表決の方法は、オンライン出席委員の可否を発言により、その他の委員の可否を発言又は挙手により同時に確認し、それぞれの可否を合算し

て多少を認定するものとする。

第133条から第135条まで 削除

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第137条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第138条 議長は、請願を受理したときは、会議に諮つて、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議

決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第139条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員を委員会に出席させて説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第140条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第141条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第143条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮つてその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第144条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第145条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第146条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第5章 規律

(品位の尊重)

第148条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第149条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の

類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第150条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第151条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

（禁煙）

第152条 何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第153条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等の配布許可）

第154条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第155条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

（議長の秩序保持権）

第156条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮つて定める。

第6章 懲罰

（懲罰動議の提出）

第157条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条（秘密の保持）第2項又は第106条（秘密の保持）

第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審議）

第158条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は速やかに会議に付し、討論を用いなくて会議に諮つて委員会に付託するかどうかを決めなければならない。

2 前項の規定により、委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は、否決されたものとみなす。

（代理弁明）

第158条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

（戒告又は陳謝の方法）

第159条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告又は陳謝文によつて行うものとする。

（出席停止の期間）

第160条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第161条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第162条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

第163条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議長がこれを決定する。

2 議員が派遣の決定を求めるときは、あらかじめその日時、場所、目的その

他必要な事項を記載した文書を議長に提出しなければならない。

第 8 章 補則

（電子情報処理組織による通知等）

第 1 6 3 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 2 0 条（議事日程の作成及び配布）、第 6 6 条（答弁書の配布）、第 7 9 条（会議録の配布）、第 1 1 8 条（答弁書の配布）、第 1 3 7 条（請願文書表の作成及び配布）第 1 項及び第 1 3 8 条（請願の委員会

付託) 第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第163条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第164条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議には諮つて決定する。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月7日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月27日議会規則第1号改正）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月21日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月28日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月15日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月12日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月25日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月18日議会規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。